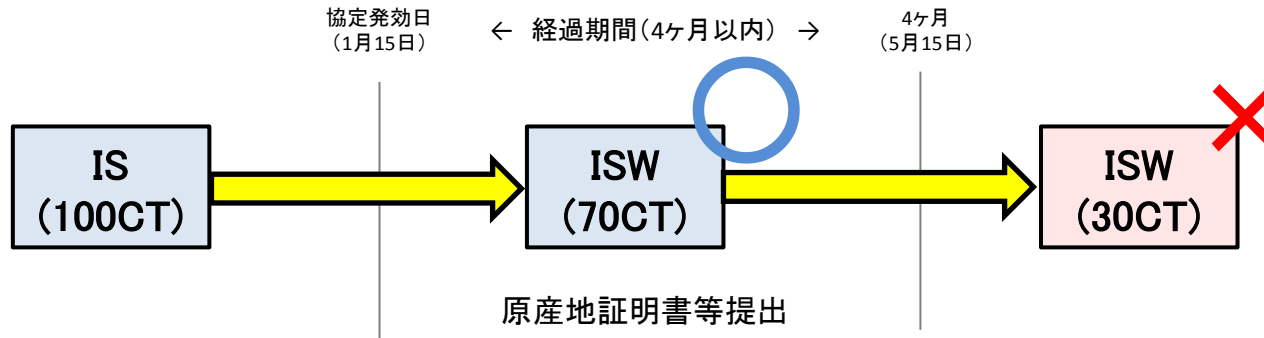


お知らせ

日豪EPAに係る経過措置対象貨物の取扱いについて

日豪EPA発効日(1月15日)に日豪EPA第3.27条1(a)又は(b)の状態にある貨物については、日豪EPA発効の後4ヶ月以内(5月15日まで)に輸入申告(蔵出輸入申告及び移出輸入申告については輸入許可)された場合には日豪EPA税率の適用を受けることが可能です。

例えば以下のように、日豪EPA発効前に蔵入れ承認を受けた貨物(100CT)について、1月15日以降5月15日までの間に、その全量(100CT)について日豪EPAの原産地証明書等を税関に提出し、その一部(70CT)について輸入許可を受けた場合、当該一部の貨物(70CT)については、日豪EPA税率の適用を受けることが可能です。しかし、輸入許可が(経過期間超の)5月16日以降になった場合、残りの貨物(30CT)については、経過期間内に日豪EPAの原産地証明書等を税関に提出していても、日豪EPA税率の適用を受けることができませんのでご注意ください。



【参照条文:第3.27条 輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定】

1 輸入締約国の税関当局は、この協定の効力発生の日の後四箇月以内又は当該輸入締約国が認めるこれよりも長い期間内に、この協定の効力発生の日に次の状態にある輸出締約国の原産品に対し、関税上の特惠待遇を与える。

(a)当該輸出締約国から当該輸入締約国に向けて輸送中の原産品

(b)税関管理(当該輸入締約国の税関当局により規制される倉庫における一時蔵置を含む。)から引取りを許可されていない原産品